第11節 自衛隊災害派遣要請計画

第1 基本方針

- 1 町本部長は、災害発生時において自衛隊の人員、装備、資機材等が必要と判断した場合は、 県本部長を通じて災害派遣要請をする。
- 2 陸上自衛隊岩手駐屯部隊等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 速やかに災害情報の収集に努めるとともに、県知事等からの災害派遣要請を受けて、又は一 定の条件下においては自主的に人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続き組織 的救援活動を行う。
- 3 町本部長は自衛隊の災害派遣に当たり、その受入体制を整備するとともに、災害派遣の活動に係る連絡調整に当たる。

また、緊急時に円滑な派遣活動が実施されるよう、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携強化を図るものとする。

第2 実施機関(責任者)

実 施 機 関	担当業務
町本部長	町内全域の災害に係る自衛隊の災害派遣要請
県本部長	県下全域の災害に係る自衛隊災害派遣要請
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	県知事等の要請に基づく災害派遣

[町本部の担当]

部	課	担当業務
		1 自衛隊災害派遣要請に係る県との連絡調整
防災部	生活環境課	2 自衛隊災害派遣部隊との連絡調整
		3 自衛隊災害派遣部隊に対する支援

第3 実施要領

1 災害派遣の基準

災害派遣の基準は、次のとおりである。

区分	災害派遣の基準
	災害に際して、町本部長等が人命又は財産の保護のため、必要があると認
要請派遣	め、県本部長を通じ災害派遣要請を行った場合
	災害に際し、被害がまさに発生しようとしており、町本部長等が県本部長
予防派遣	を通じ災害派遣要請を行った場合
<u> </u>	大規模災害が発生し、人命救助等の必要性から特に緊急を要し、町本部長
自主派遣	等の災害派遣要請を待っていては時期を失すると認められる場合

2 災害派遣命令者

県本部長から災害派遣の要請を受け、また、自ら災害派遣を行うことができる者(自衛隊 法第83条に示す指定部隊等の長)は、次のとおりである。

		連絡先	
区分	指定部隊等の長	昼間	夜間(休日を含む)
		第9特科連隊第3科	駐屯地当直司令
陸上自衛隊	岩手駐屯地司令	滝沢 019-688-4311	滝沢 019-688-4311
		内線 235	内線 490
		運用課長	SOC 当直幕僚
航空自衛隊	北部航空方面隊	三沢(0176)53-4121	三沢 (0176) 53-4121
		内線 2353	内線 2204

3 災害派遣時に実施する救援活動

自衛隊が災害派遣時に実施する活動等は、災害の態様、他の救援機関の活動状況、派遣要 請の内容等によるが、通常、次のとおりである。

項目	内 容	町計画の該当章節
被害状況の把	車両、航空機等状況に適した手段により、情報収集	
握	活動を行い、被害状況を把握する。	第3章第4節
	避難勧告等が発令され、避難、立退き等が行われる	
避難への援助	場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行	第 3 章第 15 節
	い、避難を援助する。	
遭難者等の捜	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援	第 3 章第 15 節
索救助活動	活動に優先して捜索救助を行う。	第 22 節
-1.7七次子上	堤防、護岸等の決壊には、土のうの作成、運搬、積	** 0 **
水防活動	込み等の水防活動を行う。	第3章第9節

消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の消火用 具(空中消火が必要な場合は、航空機)により消防機関 に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常、関 係機関が提供するものを使用する。	第3章第8節
道路又は水路 の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。	第3章第21節
応急医療、救 護及び感染症 予防	被災者に対し、応急医療、救護及び感染症予防活動を 行うが、薬剤等は、通常、関係機関が提供するものを 使用する。	第 3 章第 16 節 第 20 節
人員及び物資 の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。	第3章第6節
給水及び炊飯	被災者に給水及び炊飯を実施する。	第 3 章第 16 節 第 18 節
救援物資の無 償貸与又は譲 与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する内閣府令」(昭和33年内閣府令第1号)に基づき、被災者に救援物資を無償貸付し、又は譲与する。	第 3 章第 16 節
危険物の保安 及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険 物の保安措置及び除去を実施する。	第 3 章第 28 節
その他	その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能 なものについて所要の措置をとる。	第3章第3節

4 災害派遣の要請手続

(1) 災害派遣の要請

- ア 町本部長及び防災関係機関の長は、災害発生時において、その救援及び応急復旧が当 該機関等だけでは明らかに能力が不足し、若しくは時機を失すると判断した場合、又は 自衛隊の人員、装備及び機材によらなければ困難と思われる場合は、次の事項を明らか にして、県本部長に口頭又は電話で災害派遣要請を依頼し、後日文書を提出する。この 場合において、町本部長は、必要に応じ、その旨及び地域の災害の状況を自衛隊に通知 する。
 - (7) 災害の情況、通信疎通の状況及び派遣を要請する事由
 - (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となる事項(派遣を希望する部隊の種類、車両、航空機の概数等)

[様式編 3-11-1 自衛隊災害派遣要請書]

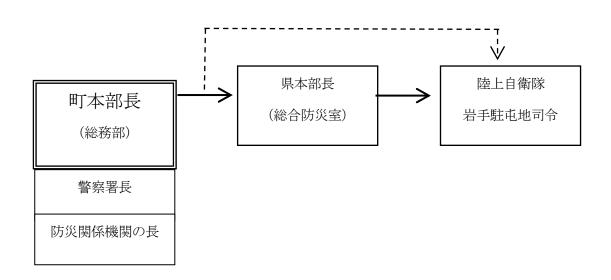
- イ 町本部長は、県本部長に対し、災害派遣要請をするよう求めた場合において、その旨 及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知すること ができる。通知をした場合においては、速やかにその旨を県本部長に通知する。
- ウ 町本部長及び防災関係機関の長は、災害派遣要請の申出後において、前記に掲げる事項に変更を生じた場合は、前記の申出の手続きに準じて、県に変更の手続をする。
- エ 町本部長は、通信の途絶等により県本部長に自衛隊の災害派遣要請ができない場合は、 その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定部隊等の長に通知することができる。
- オ 町本部長は、前記の通知をしたときは、速やかに県本部長にその旨を通知しなければ ならない。
- カ 災害派遣要請は、まず、口頭又は電話等により行い、後日正式文書により行う。

(2) 撤収の要請

町本部長及び防災関係機関の長は、自衛隊の災害派遣の目的を達したと判断した場合には、撤収日時を記載した文書により、県本部長に撤収要請を依頼する。

[様式編 3-11-2 自衛隊災害派遣隊撤収要請書]

自衛隊派遣要請系統



5 災害派遣部隊の受入れ

(1) 災害派遣部隊との連絡調整

ア
町本部長及び防災関係機関の長は、次の点に留意し、災害派遣部隊の活動が十分に達

成されるように努める。

- (ア) 派遣部隊との連絡職員を指名し、派遣する。
- (イ) 陸上自衛隊岩手駐屯地司令と協議の上、連絡班室を設置する。
- (ウ) 応援を求める活動内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるよう、あらかじめ準備する。
- (エ) 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、現地連絡所を設け、部隊指揮官と次の事項について連絡調整を図る。
 - a 災害情報の収集及び交換
 - b 災害派遣の要否について検討及び派遣を要請する場合の部隊の規模、期間、 地区等について調整
 - c 町等の保有する資機材等の準備状況
 - d 自衛隊の能力及び作業状況
 - e 他の災害復旧機関等との競合防止
 - f 関係市町村相互間における作業の優先順位
 - g 宿泊及び経費分担要領
 - h 撤収の時期及び方法
- イ 町本部長は、ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合においては、次により準備を行う。

(ア) 事前の準備

- a 臨時ヘリポートとして使用する土地の所有者及び管理者との調整を行う。
- b ヘリポートの位置の確認のため、臨時ヘリポート及びその周辺地域を含む地図 (縮尺1万分の1程度のもの)を提供する。
- c 夜間等の災害派遣に対応できるよう、ヘリコプター誘導のための照明器具を 配備するとともに、緯度及び経度(岩手県災害対策用地図)により臨時ヘリポート位置を明らかにする。
- d 自衛隊があらかじめ行う各臨時ヘリポートの離着陸訓練の実施に対し協力する。

(イ) 受入れ時の準備

- a 離着陸地点には、H 記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、臨時ヘリポートの近くに上空からの風向及び風速の判定ができるよう、吹流しを掲揚する。
- b 臨時ヘリポート内の風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。

- c 砂塵が舞い上がる場合においては散水を行い、積雪時においては除雪又はてん圧 を行う。
- d 臨時ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離発着について広報を行う。
- e 物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。
- f 離発着時においては、臨時ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。
- 6 災害派遣に伴う経費の負担
 - (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として次の基準により、派遣を受けた町及び防災関係機関が負担する。
 - ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料
 - イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費(自衛隊の装備品を稼動させるため、通常必要とする燃料を除く。)、水道料、汚物処理料、電話等通信費(電話設備等を含む。)及び入浴料
 - ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材の調達、借上げ、運搬及び修理 費
 - エ 有料道路の通行料
 - (2) 負担区分について疑義が生じた場合、又はその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議の上決定する。

第12節 防災ボランティア活動計画

第1 基本方針

- 1 防災ボランティア活動に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。
- 2 被災地における防災ボランティア活動に対するニーズ把握に努める。
- 3 防災ボランティアの受付・登録、防災ボランティア活動の調整、活動拠点の確保、安全上の確保、被災地におけるニーズ等の情報提供等その受け入れ体制の整備に努める。

第2 実施機関(責任者)

実施機関	担当業務		
	1 防災ボランティアの受入体制の整備		
	2 防災ボランティア活動に対するニーズの把握		
	3 防災ボランティア活動に関する情報の提供		
町本部長	4 防災ボランティア活動に対する支援		
	5 防災ボランティアに係る日本赤十字社岩手県支部(以下、本節		
	中「日赤県支部」という)及び町社会福祉協議会(以下、本節中		
	(「町社協」という。)との連絡調整		
	6 自主防災組織、関係団体等との連絡調整		
	1 防災ボランティア活動に対する支援		
	2 防災ボランティア活動に関する情報の提供		
県本部長	3 防災ボランティア活動に係る日本赤十字社岩手県支部及び岩		
	手県社会福祉協議会との連絡調整		
	4 県外防災ボランティアの受入れに係る関係機関との連絡調整		
	1 町本部との連絡調整		
	2 防災ボランティア活動に係る他市町村の社会福祉協議会との		
町社会福祉協議会	連絡調整		
	3 防災ボランティアの受付・登録、情報提供及び連絡調整		
	4 防災ボランティア活動の普及啓発		
その他の防災ボラン			
ティア団体(職域、職	防災ボランティア活動に係る日赤県支部、日赤地区等及び町社		
能等)等	協との連絡調整		

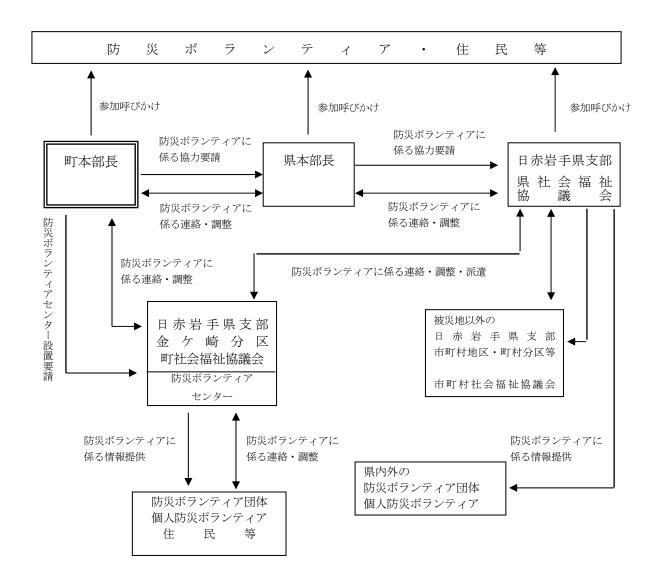
[町本部の担当]

部	課	担当業務
総務部	総合政策課	行政区等に対する連絡調整
民生部	保健福祉センター	1 防災ボランティアの受入れの総括 2 町社会福祉協議会及び日赤県支部等に対する連絡調整 3 防災ボランティア活動状況の把握
教育部	教育委員会	災害活動に協力する社会教育団体に対する連絡調整

第3 実施要領

- 1 防災ボランティアに対する協力要請
- (1) 町本部長は、被災地における防災ボランティアニーズの把握に努め、防災ボランティア の協力が必要と認める場合は、日赤県支部及び町社協等と連携し、防災ボランティアに対して協力を要請する。
- (2) 町本部長は、町の防災ボランティアのほか、さらに多くの防災ボランティアを必要とする場合は、県本部長に対して協力要請及び次の情報提供を行うとともに、当該情報を地域住民に提供し、広く参加を呼びかける。その際は、防災ボランティアセンターを設置し、受入体制等の万全を期する。その際は、日本赤十字社岩手県支部金ケ崎分区及び町社協と協力し、受入体制を整える。
 - ア 防災ボランティアの活動内容及び人数等
 - イ 防災ボランティアの集合日時及び場所
 - ウ 防災ボランティアの活動拠点
 - エ 防災ボランティア活動に必要な装備及び資機材の準備状況
 - オ その他必要な事項
- (3) 町本部長は、日赤県支部及び町社協等に対し、防災ボランティア活動に関する情報を提供するとともに、被害状況に応じ県に対して情報の提供を行う。
- (4) 町本部長は、町社協等と連携し、防災ボランティアの活動用具・防災ボランティア活動 保険の加入について配慮する。

防災ボランティア活動に係る連絡調整図



2 防災ボランティアの受入れ

- (1) 町本部長は、社会福祉協議会、被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア 団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている 者の生活環境について配慮する。
- (2) 日赤金ケ崎分区及び町社協は、災害時において防災ボランティアの受付を行い、次の事項についてオリエンテーションを行う。

ア 防災ボランティア活動の内容 オ 被害状況、危険箇所等に関する情報

イ 防災ボランティア活動の期間及び活動区域 カ 交通機関、医療機関、通信網等に関する情報

ウ 防災ボランティア活動のリーダー等の氏名 キ その他必要な事項

エ 防災ボランティア活動の拠点及び宿泊施設

3 防災ボランティアの活動内容

防災ボランティアに期待される活動内容は、次のとおりである。

炊出し

• 募金活動

話し相手

シート張り

清掃

介助

引っ越し

・ 負傷者の移送 ・ 後片付け

・ 避難場所の運営 ・ 物資仕分け ・ 物資搬送

・ 安否確認及び調査活動 ・ 給食サービス ・ 洗濯サービス

・ 移送サービス ・ 入浴サービス ・ 理容サービス

・ その他応急危険度判定、医療、無線等の専門的知識又は技術を活かした活動

第13節 義援物資、義援金の受付・配分計画

第1 基本方針

災害時において、被災者に対し町内外から寄せられる義援物資及び義援金について、その 受入れ態勢及び配分方法等を定め、確実、迅速な被災者への配分を実施する。

第2 実施機関(責任者)

実施機関	担当業務
町本部長	義援物資及び義援金の募集、受付け及び配分
県本部長	義援物資及び義援金の募集、受付け及び配分
日本赤十字社岩手県支部	義援物資及び義援金の募集、受付け
社会福祉法人岩手県共同募金会	義援金の募集及び受付け
金ケ崎町社会福祉協議会	義援物資の募集、受付け及び配分

[町本部の担当]

部	課	担当業務
総務部	総合政策課	義援物資の受付及び義援物資及び義援金の配分
	出納室	義援物資及び義援金の受付
		義援金の出納

第3 実施要領

1 義援物資

(1) 義援物資の受付

- ア 町本部長は、被災地のニーズを確認し、受入れを希望する物資を把握の上、県本部長に 報告する。
- イ 県本部長は、市町村本部長からの情報を基に、義援物資の募集の有無や必要な物資について周知する。
- ウ 受付けに当たっては、受付担当窓口及び物資の集積場所をあらかじめ明示する。
- エ 実施機関は、それぞれに送付された義援物資を受付け、被災者に配分するまでの間、適切に保管する。

(2) 配分及び輸送

ア 県本部で受付けた義援物資の被災市町村に対する配分は、県本部において決定し、市町

村の指定する場所に輸送し引き渡す。

イ 町本部長は、県本部及び日本赤十字社岩手県支部から送付された義援物資について、被 災者に配分する。

2 義援金

(1) 義援金の受付

- ア 県本部長は、大規模な災害等が発生した場合には、速やかに日本赤十字社岩手県支部と 義援金募集の実施について協議し、義援金収集団体等を構成員とする義援金配分委員会を 組織する。
- イ 義援金募集が決定された場合、実施機関相互が連携し、義援金の受付けを開始するとと もに、インターネット等を通じて周知する。
- ウ 実施機関は、それぞれに送付された義援金を受付け、被災者に配分するまでの間、適切 に保管する。

(2) 配分

受付けた義援金の配分については、義援金配分委員会において協議し、決定するものとし、 あらかじめ、基本的な配分方法を定めておくなど、迅速な配分に努める。

- 3 海外からの支援の受入れ
- (1) 県本部長は、国の非常災害対策本部等から、海外からの支援受入れの連絡があった場合においては、関係省庁と連絡、調整を図り、その受入体制を整備する。
- (2) 町本部長は、受入れに当たっては、支援の種類、規模、到着予定日時、場所等を確認の上、その支援活動が円滑に実施できるよう、県本部長と連携を図る。

第14節 災害救助法の適用計画

第1 基本方針

- 1 町本部長は、災害による住家の滅失が一定規模以上となった場合、災害救助法(以下本節中「法」という。)の適用を県本部長に要請する。
- 2 町本部長は、法に基づく救助については、県の補助機関として活動に当たるが、救助を迅速に行う必要がある場合は、県本部長の委任を受けて救助活動を実施する。

第2 実施機関(責任者)

実施機関	担当業務		
	1 避難所の供与		
	2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給		
	3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		
	4 被災者の救出		
⊞T · ★₩ ⋿	5 被災住宅の応急修理		
町本部長	6 学用品の給与		
	7 埋火葬		
	8 死体の捜索及び処理		
	9 災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等		
	で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去		
	1 応急仮設住宅の供与		
県本部長	2 医療及び助産		
	3 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与		

[町本部の担当]

部	課	担当業務
民生部	保健福祉センター	災害救助法に基づく事務全般

第3 実施要領

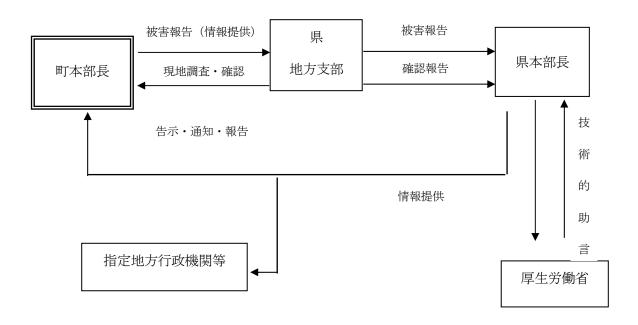
- 1 法による救助は、町の区域単位に、原則として同一原因による災害によって町の被害が次の程度に達した場合で、かつ、被害者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。
- (1) 町の区域内における全壊、全焼、流出等により住宅が滅失した世帯(以下「被害世帯」という。)の数が、次のいずれかに該当する場合

	法道	小災害内規	
町の人口	人口に応じた被害 県内1、500世帯滅失で		運用基準
	世帯	人口に応じた被害世帯	(滅失世帯)
15、000 人以上	50 世帯以上	05 ###171	25 世帯以上
30、000 人未満の人口帯	50 世帝以上	25 世帯以上	50 世帯未満

- ・ 県の区域内において、7、000世帯以上の住家が滅失、又は災害が隔絶した地域に発生 したものである等、災害にかかつた者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める 特別の事情がある場合であつて、多数の世帯の住家が滅失した場合
- ・ 多数の者が生命、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、内閣 府令で定める基準に該当する場合
- 注)被害世帯数の算定は、次のとおりとする。
 - ① 住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって1被害世帯とする。
 - ② 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能の状態となった世帯は、3世帯をもって1被害世帯とする。
 - ③ 全壊及び半壊の判定に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)によるものとする。
- (1) 災害が隔絶した地域において発生するなど、被災者の救護を著しく困難とする内閣府 令で定める特別な事情があり、かつ、被害世帯が多数である場合 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必 要とすること。
- (2) 災害が隔絶した地域において発生するなど、被災者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別な事情があり、かつ、被害世帯が多数である場合被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。
- (3) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって厚生 労働省令で定める基準に該当する場合
 - ① 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
 - ② 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

- 2 法適用の手続における町本部長の措置
- (1) 町本部長は、その区域における災害による被害が、法の適用基準のいずれかに該当し、 又は該当するおそれが生じた場合においては、直ちにその旨を地方支部福祉班長を通じて 県本部長に情報提供する。
- (2) 法の適用基準となる被害世帯数については、第4節「情報の収集・伝達計画」に定める 被害判定基準によるものとし、被害状況を取りまとめのうえ、「人的及び住家被害報告」 により、県本部長に情報提供する。

災害救助法適用の手続



3 救助の実施

法の適用による救助の具体的な実施方法は、応急対策計画の各節で定めるところによる。

救 助 の 種 類	応急対策計画の概当節
避難場所の設置	第 15 節「避難・救出計画」
被災者の救出	另 13 即 <u>)</u>
医療	(本 1 c 体 「 反 棒 、 / L 体 型
助産	第 16 節「医療・保健計画」
被服、寝具その他生活必需品の供	
与又は貸与	第 17 節「食料、生活必需品等供給計画」
炊出しその他による食品の供与	
飲料水の供給	第 18 節「給水計画」
応急仮設住宅の供与	第 19 節「応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画」
被災住宅の応急修理	另 10 的 "心态队队任气少是队夺及0"心态修建时画。
障害物の除去	第 21 節「廃棄物処理・障害物除去計画」
埋火葬	
死体の捜索	第 22 節「行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋火葬 計画」
死体の処理	12
輸送費及び賃金職員等雇上費	第 23 節「応急対策要員確保計画」
学用品の供与	第 24 節「文教対策計画」

4 救助の種類、程度、期間等(災害救助法による。)

救助の 種 類	対 象	費用の限度額	期間	備考
避難所の 供与	災害により現に被 害を受け又は受け	(基本額) 避難所設置費1人1日当た	災害発生の日から7日以	1) 費用は、避難所の設置、維持及び管理のた
	るおそれのある者	り 320 円以内とする。 (加算額) 冬期は、別に定める額を加	内	めの賃金職員雇上費、 消耗器材費、建物等の 使用謝金、借上費又は
		算する。 高齢者,障がい者等であって,避難所での生活において特別な配慮を必要と		購入費、光熱水道費並 びに仮設便所等の設 置費を含む。 2) 避難に当たっての
		するものに供与する福祉 避難所を設置した場合は、 特別な配慮のために必要 な当該地域における通常		輸送費は別途計上する。 3) 避難所での生活が 長期にわたる場合等
		の実費を加算できる。		においては、避難所に 避難している者の健 康上の配慮等により、 ホテル・旅館など宿泊
				施設を借上げて実施 することが可能。

応急仮設	住宅が全壊、全焼	○建設型仮設住宅	災害発生の	1) 費用は設置にかか
化宅の供	又は流失し、居住	○建設至収設住七 1) 規模 応急救助の趣旨		る原材料費、労務費、付
上生の英				
7	する住家がない者		以内に有工	帯設備工事費、輸送費及
	であって、自らの	実情、世費等に応じて設		び建築事務の一切の経
	資力では住宅を得	定		費として5,516,000円以
	ることができない	2) 基本額1戸当たり		内であればよい。
	者	5,516,000 円以内		2) 同一敷地内等に概
		3) 建設型仮設住宅の供		ね50戸以上設置した
		与終了に伴う解体撤去		場合は、集会等に利用す
		及び土地の原状回復の		るための施設を設置で
		ために支出でを設置で		きる。(50戸未であっ
		きる費用は、当該地域に		ても小規模な施設を設
		おける実費。		置できる)
				3) 高齢者等の要援護
				者等を数人以上収容す
				る「福祉仮設住宅」を設
				置できる。
				4) 供与期間は2年以
				内
		○借上型仮設住宅	災害発生の	1) 費用は、家賃、共益
		1) 規模 建設型仮設住宅	日から速や	費、敷金、礼金、仲介手
		に準じる	かに借上げ、	数料、火災保険等、民間
		2) 基本額地域の実情に	提供	賃貸住宅
		応じた額		の貸主、仲介業者との契
				約に不可欠なものとし
				て、地域の実情に応じた
				 額とすること。
				2) 供与期間は建設型
				仮設住宅と同様
炊出しそ	1) 避難所に収容	1人1日当たり	災害発生の	食品給与のための総経
の他によ	された者	1,130 円以内	日から7日以	費を延給食日数で除し
る食品の	2) 全半壊(焼)、		内	た金額が限度額以内で
給与	流失、床上浸水		•	あればよい。(1 食 1/3
76 4	で炊事できない			日)
	者			
	· [

Г			-									
飲料水	現に飲	料水	を得	当該	亥地域にお	ける通常の	災害	発	生の	輸送	送費、人件費は	別途
の供給	ること	がで	きな	実費	事		日か	日から7日		計上	<u>.</u>	
	い者(飲	料水	及び				以内	以内				
	炊事のための水											
	であること。)											
被服、	全半壊(焼)、	流失、	1)	夏期(4月/	~9月)	災害	発	生の	1) 備	1) 備蓄物資の価格は、年	
寝具その	床上浸	水等	によ		冬期(10月	~3月)	日か	5	10 日	度	ぎ当初の評価額	
他の生活	り、生活	5上业	必要な	O.)季別は災等	害の発生の	以内			2)	見物給付に限るこ	こと
必需品の	被服、寝	夏具、	その	E	をもって決	定する。						
給与又は	他生活必	公需品	品を喪									
貸与	失、又は	は毀損	し、	2)	下記金額0)範囲内						
	直ちに日	常生	三活を									
	営むこと	: が困	対難な									
	者											
											6人以上1人	
	区分	分 ——	1人世	:帯	2人世帯	3人世帯	4 人世帯		5人世帯		増す毎に加算	
	全壊	夏	18, 4	100	23, 700	34, 900	41, 8	300		900	7, 800	
	全焼流失	冬	30, 4	400	39, 500	54, 900	64, 2	200 80,		800	11, 100	
	半壊	夏	6, 0	000	8, 100	12, 100	14, 7	00	18,	, 600 2, 600		
	半焼											
	床上 浸水	冬	9, 8	300	12, 700	18, 000	21, 4	00	27,	000	3, 500	
	12/11											J
医療	医療の資	金を気	 失った者	哲 :	1) 救護班			災	害発生	生の	日 患者等の移	送費
	(応急的	処置)		使用した	薬剤、治療	材料、	か	ら14	日以P	内は、別途計	上
					医療器具	破損等の実	費					
				4	2) 病院又	は診療所						
					社会保険	診療報酬の	額以内					
				,	3) 施術者							
					協定料金	の額以内						
					—							

助産	災害発生の日以前	1) 救護班等による場合は、	分べんした日	妊婦等の移送費
	又は以後 7 日以内に	使用した衛生材料等の実	から7日以内	は、別途計上
	分べんした者であっ	費		
	て災害のため助産の	2) 助産師による場合は、慣		
	途を失った者(出産	行料金の 100 分の 80 以内		
	のみならず死産及び	の額		
	流産を含み現に助産			
	を要する状態にある			
	者)			
被災者の	1) 現に生命、身体	当該地区における通常の	災害発生の日	1) 期間内に生
救出	が危険な状態にあ	実費	から3日以内	死が明らかに
	る者			ならない場合
	2) 生死不明な状態			は、以後「死
	にある者			体の捜索」と
				して取り扱
				う。
				2) 輸送費、人
				件費は、別途
				計上
被災した	1) 住宅が半壊(焼)	居室、炊事場及び便所等日常	災害発生の日	
被災した住宅の応	1) 住宅が半壊(焼)し、自らの資力によ	居室、炊事場及び便所等日常 生活に必要最小限度の部分	災害発生の日 から 1 ヵ月以	
住宅の応	し、自らの資力によ	生活に必要最小限度の部分	から1ヵ月以	
住宅の応	し、自らの資力によ り応急修理をするこ	生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり	から1ヵ月以	
住宅の応	し、自らの資力によ り応急修理をするこ とができない者	生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり	から1ヵ月以	
住宅の応	し、自らの資力により応急修理をすることができない者2) 大規模な補修を	生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり	から1ヵ月以	
住宅の応	し、自らの資力により応急修理をすることができない者2) 大規模な補修を行わなければ居住す	生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり	から1ヵ月以	
住宅の応	し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2) 大規模な補修を行わなければ居住することが 困難であ	生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり	から1ヵ月以	
住宅の応	し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2) 大規模な補修を行わなければ居住することが 困難である程度 に住家が半	生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり	から1ヵ月以	1) 備蓄物資は
住宅の応急修理	し、自らの資力によ り応急修理をするこ とができない者 2) 大規模な補修を 行わなければ居住す ることが 困難であ る程度 に住家が半 壊(焼)した者	生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり 574,000 円以内	から 1 ヵ月以 内	1) 備蓄物資は 評価額
住宅の応 急修理 学用品	し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2) 大規模な補修を行わなければ居住することが 困難である程度 に住家が 壊(焼) した者 住家の全壊(焼)流	生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 574,000円以内 1) 教科書及び教科書以外	から 1 ヵ月以内	
住宅の応 急修理 学用品	し、自らの資力によ り応急修理をするこ とができない者 2) 大規模な補修を 行わなければ居住す ることが 困難であ る程度 に住家が半 壊(焼) した者 住家の全壊(焼) 流 失半壊(焼) 又は床	生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 574,000円以内 1) 教科書及び教科書以外 の教材で教育委員会に届	から 1 ヵ月以 内 災害発生の日 から	評価額
住宅の応 急修理 学用品	し、自らの資力によ り応急修理をするこ とができない者 2) 大規模な補修を 行わなければ居住す ることが 困難であ る程度 に住家が半 壊(焼)した者 住家の全壊(焼) スは床 上浸水により学用品	生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 574,000円以内 1) 教科書及び教科書以外 の教材で教育委員会に届 出又はその承認を受けて	から 1 ヵ月以 内 災害発生の日 から (教科書) 1 ヵ	評価額 2) 入進学時の
生宅の応 急修理 学用品	し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2) 大規模な補修を行わなければ居住することが 困難でが 困難でが に住家が半壊(焼)した者 住家の全壊(焼) スは床 上浸水により学用品を喪失又は毀損等に	生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 574,000円以内 1) 教科書及び教科書以外 の教材で教育委員会に届 出又はその承認を受けて 使用している教材実費	から 1 ヵ月以 内 災害発生の日 から (教科書) 1 ヵ	評価額 2) 入進学時の 場合は、個々
生宅の応 急修理 学用品	し、自らの資力によりのできない者とができない者を対したが、大規模なが、居住のできないが、はは、日本のでは、大規模なが、日本のでは、大規模なが、日本の主要の主要の主要の主要の主要の主要を表す。 は、生産の主要を表することが、大規模なが、日本の主要を表する。 は、大学の主要を表することが、大規模ない、日本の主要を表する。 は、大学の主要を表することが、日本のでは、日本の主要を表する。 「は、日本のでは、日	生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 574,000円以内 1) 教科書及び教科書以外 の教材で教育委員会に届 出又はその承認を受けて 使用している教材実費 2) 文房具及び通学用品	から 1 ヵ月以 内 災害発生の日 から (教科書) 1 ヵ 月以内	評価額 2) 入進学時の 場合は、個々 の実情に応じ
生宅の応 急修理 学用品	し、自らの資力によことができない者 2)大規模な補修住できないが、大規模なが、国産を対象が、国産を対象が、国産の主要の主要の主要の主要の主要の主要の主要の主要の主要の主要の主要を表すの主要を表すの主要を表すの主要を表する。	生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 574,000円以内 1) 教科書及び教科書以外 の教材で教育委員会に届 出又はその承認を受けて 使用している教材実費 2) 文房具及び通学用品 は、1人当たり金額以内	から 1 ヵ月以 内 災害発生の日 から (教科書) 1 ヵ 月以内 (文房具及び	評価額 2) 入進学時の 場合は、個々 の実情に応じ
生宅の応 急修理 学用品	し、自らできない。 というできない 大規 はいがい にした できない 大規 はいがい にいる をする をする をする をは (焼の食・水の) は は 大人の は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 574,000円以内 574,000円以内 1) 教科書及び教科書以外 の教材で教育委員会に届 出又はその承認を受けて 使用している教材実費 2) 文房具及び通学用品 は、1人当たり金額以内 小学生児童 4,300円	から 1 ヵ月以 内 災害発生の日 から (教科書) 1ヵ 月以内 (文房具及び 通学用品) 15	評価額 2) 入進学時の 場合は、個々 の実情に応じ
住宅の応 急修理 学 用 品	し、応急によことが 大人ない 大人ない 大人ない 大人ないが にした (焼) とり でののでは でののでは でのでのでのでのでは でのでのでのできる でのでのでは できる	生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 574,000円以内 574,000円以内 1) 教科書及び教科書以外 の教材で教育委員会に届 出又はその承認を受けて 使用している教材実費 2) 文房具及び通学用品 は、1人当たり金額以内 小学生児童 4,300円 中学生生徒 4,600円	から 1 ヵ月以 内 災害発生の日 から (教科書) 1ヵ 月以内 (文房具及び 通学用品) 15	評価額 2) 入進学時の 場合は、個々 の実情に応じ

		T	T	
埋葬	災害の際死亡した者	1体当たり	災害発生の日	災害発生の日以
	を対象に実際に埋葬	大人(12 歳以上)	から10日以内	前に死亡した者
	を実施する者に支給	210, 200 円以内		であっても対象
		小人(12 歳未満)		となる。
		168, 100 円以内		
死体の	行方不明の状態にあ	当該地域における通常の実	災害発生の日	1) 輸送費、人
捜索	り、かつ、四囲の事	費	から10日以内	件費は、別途
	情によりすでに死亡			計上
	していると推定され			2) 災害発生後
	る者			3 日を経過し
				たものは一応
				死亡した者と
				推定してい
				る。
死体の	災事の際死亡した者	(洗浄、消毒等)	災害発生の日	1) 検索は原則
処理	について、死体に関	1体当たり	から10日以内	として救護班
	する処理(埋葬を除	3,400 円以内		2) 輸送費、人
	く。)をする	(一時保存)		件費は別途計
		・既存建物借上費		上
		通常の実費		3) 死体の一時
		・既存建物以外		保存にドライ
		1体当たり		アイスの購入
		5,300 円以内		費等が必要な
		(検 索)		場合は、当該
		救護班以外は慣行料金		地域における
				通常の実費を
				加算できる。
障害物	居室、炊事場、玄関	1世帯当たり	災害発生の日	
の除去	等に障害物が運びこ	135, 100 円以内	から10日以内	
	まれているため生活			
	に支障を来たしてい			
	る場合で自力では除			
	去することのできな			
	い者			

輸送費	1) 被災者の避難	当該地域における通常の実	救助の実施が	
及び賃	2) 医療及び助産	費	認められる期	
金職員	3) 被災者の救出		間以内	
等雇上	4) 飲料水の供給			
費	5) 死体の捜索			
	6) 死体の処理			
	7) 救済用物資の			
	整理配分			
実 費 弁	災害救助法施行令第	災害救助法第7条第1項の	救助の実施が	時間外勤務手当
償	4条第1号から第4	規定により救助に関する業	認められる期	及び旅費は別途
	号までに規定する者	務に従事させた県知事の総	間以内	に定める額
		括する県の常勤の職員で当		
		該業務に従事した者に相当		
		するものの給与を考慮して		
		定める		

救助の事 災害救助費は地方自治法災 | 救助の実施が | 災害救助費の精 1) 時間外勤務手当 令(昭和二十二年政令第十六│認められる期│ 算する事務行う 務を行う 2) 賃金職員等 号)第百四十三条に規定する のに必要 間及び災害救一のに要した経費 3) 旅費 な費用 歳出の会計年度所属区分に | 助費の精算す | も含む。 4) 需用費(消耗品費、 より区分した当該年度の災 る事務を行う 害ごとにおいて、第一条から 期間以内 燃料費、食糧費、印 第十五条までに掲げる経費 刷製本費、光熱水費、 と法第五条第三項に要した 額及び法第十九条に要した 修害繕料) 額並びに令第八条に定める 5) 使用料及び賃借料 ところにより算定した額の 6) 通信運搬費 合算額を合算し、各合計額を 7) 委託費 合算した額から次に掲げる 割合を乗じて得た額の合算 額以内とするこ と。 1) 三千万円以下の部分の金 額については百分の十 2) 三千万円を超え六千万円 以下の部分の金額について は百分の九 3) 六千万円を超え一億円以 下の部分の金額については 百分の八 4) 一億円を超え二億円以下 の部分の金額については百 分の七 5) 二億円を超え三億円以下 の部分の金額については百 分の六 6) 三億円を超え五億円以下 の部分の金額については百

※1 この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の適度、方法及び期間を定めることができる。

7) 五億円を超える部分の金

額については百分の四

分の五

※2 金額は、平成29年度改訂額

第15節 避難·救出計画

第1 基本方針

- 1 災害発生時において、住民等の生命及び身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に避難 勧告及び避難指示(緊急)並びに屋内での待避等の安全確保措置の指示のほか、避難行動要 支援者その他の特に避難行動に時間を要する者に対して、避難準備・高齢者等避難開始(以 下、本節中「避難勧告等」という。)を伝達するとともに、避難支援従事者の安全を確保し ながら、避難誘導を行う。
- 2 救出救助活動を行う防災関係機関は、災害発生当初における救出救助活動の重要性を十分 に認識し、救出救助活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分するなど、救出救助体制を 整備し、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出活動を行う。
- 3 被災者の避難生活の場を確保するため、避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。この際、愛玩動物同伴者に対する避難設備を考慮する。
- 4 町は、避難勧告等の発令が円滑に行えるよう、様々な災害発生状況を考慮した実践的な訓練を実施する。

第2 実施機関(責任者)

1 避難勧告等

実 施 機 関	担当業務
町本部長	地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き勧告、指示勧告等 [水防法第 29 条、災害対策基本法第 60 条]
県本部長	必要と認める区域の居住者に対する避難のための立退き指示 〔水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条、災害対策基本法 第 60 条、第 61 条、警察官職務執行法第 4 条〕
警察署	必要と認める区域の居住者に対する避難勧告等
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	(1) その場に居合わせたもの、事物の管理者その他の関係者に対する避難のための警告又は避難のための措置(自衛隊法第94条)(2) 災害派遣要請に基づく避難の援助

[町本部の担当]

音区	課	担当業務
7十八八 47	上江四 运钿	自衛隊の災害派遣要請
防災部	生活環境課	避難指示等の伝達
足少如	保健福祉セ	避難準備情報発令時における災害時要援護者に対する避難
民生部	ンター	支援

2 警戒区域の設定

実施機関	担当業務
	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域
町本部長	に対する立入りの制限、禁止又は退去の命令
	〔災害対策基本法第 63 条〕

[町本部の担当]

Ī	部	課		担	当	業	務		
Ĭ	防災部	生活環境課	警戒区域の設定						

3 救 出

実施機関	担当業務
m-1-47 E	災害により生命及び身体が危険な状態にある者、又は生死が
町本部長	不明の状態にある者の捜索又は救出

[町本部の担当]

部	課	担 当 業 務	
		(1) 消防機関及び自衛隊の災害派遣要請	
防災部	生活環境課	(2) 生命身体が危険な状態にある者及び生死不明者の捜索、	
		救出に係る連絡・調整	
保健福祉セ		《公中が明汁の宮田吐にわけてが山の市後市改	
民生部	ンター	災害救助法の適用時における救出の事後事務	
建設部	建設課	救出に係る重機等の確保	

4 避難所の開設及び運営

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	避難場所の開設及び運営

[町本部の担当]

部	課	担当業務
民生部	保健福祉センター	避難所の設置、運営

第3 実施要領

1 避難勧告

- (1) 避難勧告等の実施及び報告
 - ① 町本部長は、災害情報を迅速に収集し、避難を要する地域の早期の実態把握に努め、対象地域を適切に設定し、時機を失することなく、避難勧告等を行う。
 - ② 町本部長は、台風等の接近に伴う災害の発生又は夜間及び早朝における災害の発生等が予想される場合には、住民に対する避難準備及び自主的な避難並びに避難行動要支援者等に対する避難行動の開始を促すため、早めの段階で避難準備・高齢者等避難開始を発令することを検討する。
 - ③ 町本部長は、避難時の周囲の状況等により避難のため立退きを行うことがかえって危

険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避や近隣のより安全 な建物への「緊急的な退避」等の安全確保措置を指示することができる。

- ④ 県は、町から求めがあった場合には、避難勧告等の対象地域等について助言する。
- ⑤ 町本部長は、避難勧告等を行った場合には、速やかにその旨を県本部長に報告する。
- ⑥ 実施責任者は、避難勧告等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。
- ⑦ 町は、避難勧告等の対象地域又は解除等について、助言を求めることができるよう、 県その他の防災関係機関との連絡体制をあらかじめ整備するよう努める。
- 8 町本部長は、避難勧告等の対象地域及び避難勧告等の解除について、県その他の防災関係機関に助言を求めることができる。

(2) 避難勧告等の内容

① 発令者	4	避難対象地域	⑦その他必要な事項
② 避難勧告等の日時	(5)	避難先	
③ 避難勧告等の理由	6	避難経路	

(3) 避難勧告等判断基準

避難勧告等の発令基準は、次のとおりとする。

- ① 土砂災害
- ア 避難勧告等の対象とする土砂災害

急傾斜地の崩壊及び土石流の発生とする。

イ 土砂災害に係る避難勧告等の対象とする区域

土砂災害防止法に基づき指定された急傾斜地崩壊危険個所(60 カ所)、土石流危険渓流 区域(3カ所)。

判断基準

一門阿巫平	
種別	発 令 基準
避難準	①~⑤のいずれか1つに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令す
備·高齢者 等避難開	るものとする。
始	①大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警
	報の土壌雨量指数基準を超過した場合
	②大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間~翌日早朝に大雨警報(土砂災
	害) に切り替える可能性が言及されている場合
	③強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
	④前日まで 100mm程度の連続降雨があり、当日の雨量が 100mmを超えた場合
	⑤前日までの雨量がほとんどなく、当日の雨量が 150mmを超えたとき、もしくは
	当日の時間雨量が 40mmを超えた場合

避難勧告

- ①~⑤のいずれか1つに該当する場合に、避難勧告を発令するものとする。
- ①土砂災害警戒情報が発表された場合
- ②大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で 土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合
- ③大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合
- ④土砂災害の前兆現象(湧水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等)が発見された 場合
- ⑤前日まで 100mm程度の連続降雨があり、当日の雨量が 130mmを超えたとき、若しくは当日の雨量が 100mm以下でも強風の場合

避難指示 (緊急)

- ①~⑤のいずれか1つに該当する場合に、避難指示(緊急)を発令するものとする。
- ①土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災 害警戒情報の基準を実況で超過した場合
- ②土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合
- ③土砂災害が発生した場合
- ④山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合
- ⑤避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す 必要がある場合
- ② 河川の洪水災害
- ア 避難勧告等の対象とする洪水災害 北上川の氾濫等に伴う洪水の発生
- イ 洪水災害に係る避難勧告等の対象とする地域 金ケ崎町防災マップに記載されている浸水想定区域

判断基準

種別	発令基準
避難準備•高	①~④のいずれか1つに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発
齢者等避難	令するものとする。
開始	①北上川の桜木橋観測所水位が避難判断水位である 4.8m到達し、なお水位の上
	昇が予想される場合
	②漏水等が発見された場合
	③大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが
	想定される場合
	④強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場
	合
避難勧告	①~②のいずれか1つに該当する場合に、避難勧告を発令するものとする。 ①北上川の桜木橋観測所水位が氾濫危険水位である 5.2m到達した場合
	②異常な漏水等が発見され場合
避難指示	①~③のいずれか1つに該当する場合に、避難指示(緊急)を発令するものと
(緊急)	する。
	①水位が堤防の高さに達するおそれが高い場合
	②決壊や越水・溢水の発生又は氾濫発生情報が発表された場合
	③異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合
	②決壊や越水・溢水の発生又は氾濫発生情報が発表された場合

(4) 避難勧告等の周知

- ① 地域住民等への周知
- ア 町は、台風接近時等において、大雨の予報等が発表された段階から、災害の危険が 去るまでの間、避難勧告等発令の今後の見通し、発令時にとるべき避難行動について、 逐次、住民や要配慮者利用施設の管理者に対して伝達する。
- イ 町本部長は、避難勧告等の内容を町防災無線をはじめ、Lアラート、テレビ、ラジオ (コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用によって、直ちに地域住民等に周知徹底を図る。

町本部長は、災害の種別に応じた避難勧告等の伝達文をあらかじめ作成しておく。

- ウ 避難勧告等の周知に当たっては、必要に応じ、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、 妊産婦等の避難行動要支援者の住居を個別に巡回するなど、避難行動要支援者に配慮 した方法を併せて実施する。
- エ 観光客、外国人等の地域外からの来訪者に対する避難勧告等の周知に当たっては、 あらかじめ案内板や避難標識等により標示し、避難対策の徹底に努める。

- オ 緊急を要する場合のほかは、あらかじめ警告を発し、住民等に避難のための準備を させる。
- カ 避難勧告等に使用する信号の種類及び内容は、次のとおりとする。

災害の種類	サイレン		備考
火 災	3秒 3秒 3秒	■連続	近火信号をもって避難信 号とする。
水災	2秒 2秒		水防法に基づく避難信号

② 関係機関相互の連絡

町本部長は、避難勧告等を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相 互に連絡する。

[報告又は通知事項]

ア	避難勧告等を行った者	エ	避難対象地域
イ	避難勧告等の理由	オ	避難先
ウ	避難勧告等の発令時刻	力	避難者数

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
町 長	知事	災害対策基本法第60条第4項
知事又はその指示を受けた職員	火 款 反 杖 大 竺 辞 十	地すべり等防止法第25条
水防管理者 知事又はその指示を受けた職員	当該区域を管轄す る警察署長	水防法第 29 条
数层点	町長	災害対策基本法第61条第3項
警察官	公安委員会	警察官職務執行法第4条第2項
自衛官	大臣の指定する者	自衛隊法第94条第1項

(5) 避難の方法

- ① 避難は原則として徒歩によるものとし、車両による避難は、混雑に伴う危険発生のおそれがないと認められる場合、その他特別の事由がある場合に限る。
- ② 避難は、できるだけ事業所、学校又は自主防災組織等を中心とした、一定の地域の単位で、地域の特性や災害の状況に応じ、適切な避難方法により行う。

(6) 避難の誘導

- ① 町本部長は、あらかじめ避難行動要支援者、特に自力で避難することが困難な者の居住状況等に配慮して避難計画を定める。
- ② 町本部長は、消防団及び自主防災組織等の協力を得て、住民を安全かつ迅速に避難場所に誘導する。この場合において、避難行動要支援者の避難を優先する。
- ③ 次の場合において、当該避難が困難と認められるときは、消防団員等を配置して誘導 する。

- ア 幼稚園、小学校、診療所、社会福祉施設等の生徒、患者、入所者等の避難 イ 在宅の高齢者、障がい者等の避難
- ④ 避難への援助のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第11節「自衛隊 災害派遣要請計画」に定めるところによる。
- ⑤ 町は、避難行動要支援者の避難に当たっては、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用するよう努める。
- (7) 避難者の確認等

町職員、消防団員、民生委員等は自主防災組織と協力し、避難場所等及び避難対象地域 を巡回し、避難者の確認を行うとともに、避難が遅れた者の救出を行う。

- ① 避難場所(避難所)
 - ア 避難した住民等の確認
- イ 特に、自力避難が困難な避難行動要支援者の安否の確認
- ② 避難対象地域
 - ア 避難が遅れた者又は要救出者の有無の確認
- イ 避難が遅れた者等の避難誘導及び救出
- (8) 避難経路の確保
 - ① 警察官は、避難路を確保するために必要がある場合は、避難道路及び避難場所等の周辺道路の交通規制を行う。
 - ② 町本部長は、避難の障害となるおそれのある物件等を除去し、安全性を確保する。
- (9) 避難支援従事者の安全確保

町本部長は、あらかじめ定めた安全確保策に従い、避難支援従事者(消防団、自主防災組織、民生委員、社会福祉施設職員等の者であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。)の安全の確保を図る。

2 警戒区域の設定

- (1) 警戒区域の設定
 - ① 町本部長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、次の事項を明示して警戒 区域を設定する。

ア発令者

エ 警戒区域設定の地域

イ 警戒区域設定の日時

オ その他必要な事項

- ウ 警戒区域設定の理由
- ② 実施責任者は、災害応急対策に従事する者以外の者に対して警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。
- (2) 警戒区域設定の周知
 - ① 地域住民への周知

町本部長は、警戒区域設定の内容を町防災無線をはじめ、Lアラート、テレビ、ラジオ (コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用により、地域住民、自主防災組織等への周知徹

底を図るとともに、ロープ等によりこれを明示する。

② 関係機関相互の連絡

町本部長は、警戒区域を設定した場合、法に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

〔報告又は通知事項〕

ア 警戒区域設定を行った者 ウ 警戒区域設定の発令時刻
イ 警戒区域設定の理由 エ 警戒区域設定の地域

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根 拠 法 令	
知事		災害対策基本法施行令第30条第3項	
警察官	町長	災害対策基本法第63条第2項	
災害派遣を命ぜられた部隊	m) 💢	災害対策基本法第 63 条第 3 項	
等の自衛官		火吉刈界盔平伝第 03 宋第 3 頃	

3 救 出

(1) 救出班の編成

- ① 町本部長は、災害発生直後において、緊急に救出・救助を行う必要がある場合は、当該地区の消防団、自主防災組織、地域の住民等により、救出・救護体制を整え、救出活動を実施する。
- ② 町本部長は、多数の救出を要する者があると認める場合は、その捜索、救出及び収容に当たらせるため、消防職員及び消防団員を主体とする「救出班」を編成し、救出活動を実施する。

(2) 救出の実施

- ① 捜索及び救出は、救出を必要とする者又は生死不明な者がいると認められる地域を重点的に行う。
- ② 捜索の実施に当たっては、民生委員、地域の住民、旅行者又は滞在者等の協力を得て、居住者及び同行者の把握を行う。
- ③ 町本部長は、必要な救出用資機材(ジャッキ、つるはし、ファイバースコープ等)及 び工事用重機等を確保できない場合は、県地方支部土木班、建設業協会等の協力を得て 調達する。
- ④ 町本部長は、孤立化した地域における救出・救助、物資補給等のために、ヘリコプタ

一の出動が必要と認めた場合は、第10節「県、市町村等応援協力計画」又は第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、自衛隊等の災害派遣を要請する。

(3) 救出したときの措置

- ① 救出班は、負傷者等を救出した場合は、医療救護班と協力して直ちに応急医療を行い、 医療機関(救護所を含む)に収容する。
- ② 救出班は、遺体を発見した場合は、第22節「行方不明者等の捜索及び遺体の処理・ 埋火葬計画」に定めるところにより、適切に措置する。
- (4) 災害救助法を適用した場合の救出

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第 14 節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

4 避難所の設置及び運営

- (1) 避難所の設置
 - ① 町本部長は、避難勧告等を発令した場合は、災害の種類に応じた避難所を開設する。
 - ② 町本部長は、あらかじめ定める避難計画に従い、避難所を設置した場合は、避難生活に必要な物資(飲料水、毛布、医療品、仮設トイレ、テレビ等)を調達する。
 - ③ 町本部長は、福祉避難所の円滑な設置、運営など、要配慮者に配慮した環境の確保に 努める。
 - ④ 町本部長は、町が設置する避難所だけでは対応できない場合においては、次の方法により避難所の確保に努める。
 - ア 隣接市町村と協議し、当該市町村地域内にある建物又は土地を借り上げて避難所を 設置する。
 - イ 県本部長と協議し、県有の施設又は民間アパート等を避難所とする。
 - ウ 町本部長は、所属職員の内から管理者を定め、当該避難所の運営に当たる。
 - ⑤ 町本部長は、避難所を開設した場合、次の事項を住民等に周知するとともに、県に報告する。
 - ア 開設日時及び場所

- ウ 開設期間の見込み
- イ 開設箇所数及び各避難所の避難者数
- ⑥ 避難所での受入れの対象となる者は、次に掲げる者とする。

区 分	対 象 者
災害により、現に 被害を受けた者	ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者 イ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者など、現実に災害を受けた者
災害により、現に 被害を受けるおそ れのある者	ア 避難勧告等をした場合の避難者 イ 避難勧告等はしないが、緊急に避難することが必要である者

- ⑦ 町本部長は、避難所の電気、水道等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討し、必要な措置を講じる。
- ⑧ 町本部長は、避難所の設置を地域の自主防災組織や自治会等と連携して行うなど、迅速な設置に努める。
- (2) 避難所(収容施設)の開設基準

指定されている避難所を1次避難所、2次避難所に分類し開設基準を設定する。

※緊急避難場所については、開設及び運営は当該地区における自主防災組織等によるものとする。

	(C) CIBY MIRRY O ZETICH INVENTION OF EDITION (TIC		箇所数
区分	開設基準	開設基準 避難所	
緊急避難場所	震度 5 弱以上の地震及び大規	各行政区における集会所、公民	44 箇所
	模な災害が発生すると認めら	館等の指定の場所	
	れる場合で各開設者による一		
	定の基準による		
1 次避難所	震度 5 弱以上の地震及び大規	6地区センター(街地区体育館	8箇所
	模な災害が発生すると認めら	及び県南青少年の家を含む。)	
	れる場合		
2 次避難所	被害の状況により1次避難所に	1 次避難所以外の指定避難所	5箇所
	収容しきれない場合	の中から指定した避難所	

(3) 避難所開設に係る出役について

① 地震や大雨に伴う「避難準備・高齢者等避難開始」発令が必要と判断される場合は1次 避難所全8箇所を開設する。

避難所には、1箇所につき2人、合計16人の職員配置が必要となることから各課からの出役を次のとおりとする。

(避難所1) 総合政策課2人

(避難所2) 税務課・出納室2人

(避難所3) 住民課2人

(避難所4) 財政課・議会事務局各1人

(避難所5) 農林課・商工観光課各1人

(避難所6) 教育委員会・中央センター各1人

(避難所7・8)保健センターセ3人・子育て支援課1人

※現場対応等が必要となる建設課・水処理センター・生活環境課は除く。

② 連絡体制等について

ア 出役者は、各課で調整の上、事前に出役順位を決めておく。

イ 出役の連絡は、各課長からの電話連絡とする。

- ウ 参集先は役場(生活環境課)とし、「七つ道具」の入った避難所セットを持参の上、 2人揃ってから避難所に向かう。
 - ※「七つ道具」: 避難者カード、筆記用具、懐中電灯、メガホン等
- エ 担当避難所は、参集状況により避難順位の高い避難所から順に配置していく。
- オ 長時間にわたる配置が見込まれる場合、6時間を目途として、次の出役者を各出役課より派遣する。
- カ 避難者が30人以上となった場合は、災害対策本部にて出役者の人選と追加派遣を行う。

(4) 避難所の運営

- ① 町本部長は、あらかじめ定める避難計画に従い、避難所の円滑な運営に努める。この場合において、町本部長は、避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回や岩手県災害派遣福祉チームの活用を通じてその状況把握に努め、必要な対策を講じる。
- ② 町本部長は、避難所の管理者等と連携を図り、安否情報、食料、生活必需品等の配給 及び被災者生活支援等に関する情報を提供するものとし、避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。
- ③ 町本部長は、避難者数、防災ボランティア数、物資の種類及び数量等について偏ることのないよう、調整を行う。
- ④ 町本部長は、避難所における生活が長期化すると認められる場合は、避難者の協力を 得ながら次の措置をとる。
- ア 避難者、住民組織、防災ボランティア等の連携による被災者の自治組織の育成
- イ 食料、生活必需品等の物資の需要把握体制の整備
- ウ 生活相談、こころのケア、健康相談、各種情報の提供体制の整備
- エ ホームヘルパー等による介護の実施
- オ 保健衛生の確保
- カ 避難所のパトロールの実施等による安全の確保
- キ 可能な限りのプライバシーの確保及び男女や高齢者、障がい者、外国人等の多様なニーズへの配慮
- ク 応急仮設住宅及び公営住宅のあっせんに努めるほか、必要に応じ、民間アパート、旅館、ホテル等の活用
 - ⑤ 町本部長は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて留意する。
 - ⑥ 町本部長は、学校を避難所として利用する場合には、応急教育の支障とならないよう 校長及び避難者の自治組織等と協議を行い、必要な調整を行う。

(本章第24節「文教対策計画」参照)

⑦ 町本部長は、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO等外

部支援者等の協力が得られるよう努める。

(5) 町外からの避難者のための避難所の設置等

町外からの避難者のための避難所の設置及び運営については、(1)~(3)の定めを準用する。

(6) 災害救助法を適用した場合の避難所設置

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第 14 節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

5 帰宅困難者対策

- (1) 町本部長は、災害の発生に伴い、通勤・通学、出張、買い物、旅行等により、自力で 帰宅することが極めて困難となった者(以下「帰宅困難者」という。)に対し、必要な情 報の提供を行うなど、帰宅のための支援を行う。
- (2) 町本部長は、帰宅困難者のうち、救援が必要になった者又は避難所での受入れが必要となった者に対し、物資の提供及び避難所への受入れを行う。
- 6 避難所以外の在宅避難者に対する支援
- (1) 在宅避難者等の把握
 - ① 町本部長は、自宅、車中その他の避難所以外の場所にいる者でライフラインや流通の 途絶により、物資及び食料の調達並びに炊事が困難となる等、被災により日常生活を営 むことが困難な者(以下「在宅避難者」という。)の人数、必要とする支援等を早期に把 握する。
 - ② 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の安 否等の確認に努め、把握した情報を町本部長に提供する。
- (2) 在宅避難者等に対する支援
 - ① 町本部長は、役場庁舎における配布や在宅避難者等がいる集落又は避難所の巡回により物資の支給を行う。
 - ② 町本部長は、在宅避難者等に対し、物資や食料の支給の広報の実施、被災者生活支援に関する情報提供等必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。
 - ③ 在宅避難者等に対する広報や情報提供は、在宅避難者等が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。

7 広域一時滯在

- (1) 県内広域一時滞在
 - ① 災害の規模、避難者の受入れ状況に鑑み、県内広域一時滞在の必要があると認めた市町村本部長(以下、この項において「協議元市町村本部長」という。)は、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他の市町村長(以下、本号中「協議先市町村長」という。)に対し、避難者の受入れを協議する。
 - ② 協議元市町村本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。
 - ③ 協議先市町村長は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、 これを受け入れる。
 - ④ 協議先市町村長は、受け入れる被災者の県内広域一時滞在の用に供するための施設(以下、本節中「受入施設」という。)を決定し、提供する。
 - ⑤ 協議元市町村本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。
 - ⑥ 県本部長は、市町村本部長から求めがあった場合には、協議すべき市町村、被災者の 輸送手段の確保等、県内広域一時滞在の実施に必要な助言等を行う。
 - ⑦ 県本部長は、大規模な災害により市町村が被災し、他の市町村長との協議ができない と推測される場合には、市町村本部長に代わって当該要求を行う。

[法令に基づく報告又は通知義務]

	報告又は通知義務	الم الم	
報告又は通知	報告又は通知	報告又は通知先	根拠法令
義務者	の時期	TK LI XI SALIMINI	IXIZIA II
協議元市町村	県内広域一時	県本部長	災害対策基本法第
本部長	滞在の協議を		86条の8第2項
	しようとする		
	とき		
	受入施設を決	1 公示	災害対策基本法第
	定した旨の通	2 協議元市町村本部長が受入施設を決	86条の8第6項、災
	知を受けたと	定した旨の通知を受けた時に現に避難	害対策基本法施行規
	き	者を受け入れている公共施設その他の	則第8条の2第2項
		施設を管理する者及び協議元市町村本	
		部長が必要と認める関係指定地方行政	
		機関の長その他の防災関係機関等の長	
		3 県本部長	
	県内広域一時	1 協議先市町村長	災害対策基本法第
	滞在の必要が	2 協議元市町村本部長が受入施設を決	86条の8第7項、災
	なくなったと	定した旨の通知を受けた時に現に避難	害対策基本法施行規
	認めるとき	者を受け入れている公共施設その他の	則第8条の2第2項
		施設を管理する者及び協議元市町村本	
		部長が必要と認める関係指定地方行政	
		機関の長のその他の防災関係機関等の	
		長	
		3 公示	
		4 県本部長	
協議先市町村	受入施設を決	受入施設を管理する者及び協議先市町村	災害対策基本法第
長	定したとき	長が必要と認める関係指定地方行政機関	86条の8第4項、災
		の長その他の防災関係機関等の長	害対策基本法施行規
			則第8条の2第1項
		協議元市町村本部長	災害対策基本法第
			86条の8第5項
	県内広域一時	受入施設を管理する者及び協議先市町村	災害対策基本法第
	滞在の必要が	本部長が必要と認める関係指定地方行政	86条の8第8項、災
	なくなった旨	機関の長その他の防災関係機関等の長	害対策基本法施行規
	の通知を受け		則第8条の2第1項
	たとき		

- (2) 県外広域一時滞在
- ① 町本部長は、県外広域一時滞在の必要があると認める場合は、県本部長と協議し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議することを求める。
- ② 県本部長は、応援協定を締結した都道府県の知事又は適当と認める他の都道府県の知事 (以下、本号中「協議先都道府県知事」という。)に対し、避難者の受入れの協議を行う。
- ③ 県本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅延なく報告する。
- ④ 県本部長は、協議先都道府県知事から受入施設が決定した旨の通知を受けたときは、町本部長に通知するとともに、内閣総理大臣に通知する。
- ⑤ 県本部長は、大規模な災害により町が被災し、協議を求めることができないと推測される場合には、町本部長に代わって当該要求を行う。
- ⑥ 県本部長及び町本部長は、法に基づく報告又は通知を行う。
- ⑦ 県本部長は、必要に応じ、国に対し、協議すべき都道府県、被災者の輸送手段等の確保等、 県外広域一時滞在の実施に関し必要な助言等を求める。

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知	報告又は通知の	報告又は通知先	根拠法令
義務者	時期	採口入は処外儿	似处伝节
県本部長	県外広域一時滞	内閣総理大臣	災害対策基本法第86
	在の協議をしよ		条の9第3項
	うとするとき		
	受入施設を決定	1 町本部長	災害対策基本法第86
	した旨の通知を	2 内閣総理大臣	条の9第9項
	受けたとき		
	県外広域一時滞	1 協議先都道府県知事	災害対策基本法第86
	在の必要がなく	2 内閣総理大臣	条の9第12項
	なった旨の報告		
	を受けたとき		
町本部長	受入施設を決定	1 公示	災害対策基本法第86
	した旨の通知を	2 町本部長が受入施設を決定した旨	条の9第10項、災害
	受けた	の通知を受けた時に現に避難者を	対策基本等施行規則
		受け入れている公共施設その他の	第8条の2第4項
		施設を管理する者及び町本部長が	
		必要と認める関係指定地方行政機	
		関の長その他の防災関係機関等の	
		長	
	県外広域一時滞	1 県本部長	災害対策基本法第86
	在の必要がなく	2 公示	条の9第11項、災害
	なったと認める	3 町本部長が受入施設を決定した旨	対策基本等施行規則
	とき	の通知を受けた時に現に避難者を	第8条の2第4項
		受け入れている公共施設その他の	
		施設を管理する者及び町本部長が	
		必要と認める関係指定地方行政機	
		関の長のその他の防災関係機関等	
		の長	

- (3) 他都道府県広域一時滞在
- ① 県本部長は、他の都道府県知事(以下、本号中「協議元都道府県知事」という。)から避難者の受入れの協議があったときは、受入れに関する県内の市町村長の意向を確認の上、受け入れるべき避難者数その他事項を勘案し、受入れについて協議すべき市町村を決定し、受入れを協議する。
- ② 町長は、県本部長から協議を受けたときは、被災者を受け入れないことについて正当な理 由がある場合を除き、これを受け入れる。
- ③ 町長は、受入施設を決定し、提供する。
- ④ 県本部長又は町長は、法に基づく報告又は通知を行う。

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知	報告又は通知		根拠法令
義務者	の時期	報告又は通知先	
県本部長	受入施設を決	協議元都道府県知事	災害対策基本法第 86 条の
	定した旨の通		9第8項
	知を受けたと		
	き		
	他の都道府県	町長	災害対策基本法第 86 条の
	からの広域ー		9第13項
	時滞在の必要		
	がなくなった		
	旨の通知を受		
	けたとき		
町長	受入施設を決	受入施設を管理する者及び町長が	災害対策基本法第 86 条の
	定したとき	必要と認める関係指定地方行政機	9第6項、災害対策基本法
		関の長その他の防災関係機関等の	施行規則第8条の2第4項
		長	の規定により準用する同
			条第1項
		県本部長	災害対策基本法第 86 条の
			9第7項
	他の都道府県	受入施設を管理する者及び町長が	災害対策基本法第 86 条の
	からの広域一	必要と認める関係指定地方行政機	9 第 14 項、災害対策基本
	時滞在の必要	関の長その他の防災関係機関等の	法施行規則第8条の2第4
	がなくなった	長	項の規定により準用する
	旨の通知を受		同条第1項
	けたとき		

(4) 広域一時滞在により避難する被災者に対する情報等の提供体制

県内広域一時滞在、県外広域一時滞在又は他都道府県広域一時滞在による避難者に対しては、県本部長および避難者を受け入れた市町村長が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

8 住民等に対する情報等の提供体制

- (1) 町及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利 益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支 障を及ぼさない範囲で可能な限り安否情報を回答するよう努める。
- (2) 町及び県は、安否情報の適切な提供のため必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。
- (3) 安否情報の提供に当たって、被災者の中に配偶者からの暴力等を受けた加害者から危害 を受けるおそれがある者等が含まれるときは、当該加害者に居所が知られることのないよう 個人情報の管理を徹底する。